

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)**第二十六条の六第一項**(同条第四項において準用する場合を含む。)、**第二項**及び**第六項**から**第八項**まで並びに同条**第十一項**において準用する**法第二十六条の五第六項**の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法**第二十六条の六第一項**に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法**第二十六条の六第一項**の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法**第二十六条の六第一項**の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 第二条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号)別表第二第十一項に規定する場合にとる特別休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第十四条に規定する特別休暇をいう。)をとることとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

四 前三号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

五 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなつた場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第三項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を得なければならない。

5 第二項の規定は、第三項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（職務復帰後における号給の調整）

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての奈良県職員に対する退職手当に関する条例第

七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（その他）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（奈良県職員定数条例の一部改正）

2 奈良県職員定数条例（昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第

二条の規定により配偶者同行休業をしている職員

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第

九条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

第十条に次の一号を加える。

三 職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

4 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十六年三月奈良県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第十九条 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（県費負担教職員定数条例の一部改正）

6 県費負担教職員定数条例（昭和三十二年三月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員

（奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正）

7 奈良県立高等学校等職員定数条例（昭和三十二年三月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員

（奈良県警察職員定数条例の一部改正）

8 奈良県警察職員定数条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員